

北九州響灘洋上ウィンドファーム（仮称）に係る環境影響評価方法書に対する市長意見

1 全般的事項

(1) 事業計画の未確定部分について

風力発電設備の仕様、配置等、事業計画の未確定部分が多いことから、これらの未確定部分を可能な限り早期に確定し、調査方法や評価方法にも随時適切に反映していくこと。

(2) 設備の仕様及び配置の決定について

風力発電設備の仕様及び配置の決定に際しては、各調査結果を踏まえ た上で、動植物への影響や騒音などの環境影響を可能な限り低減させるよう努めること。

2 調査・評価手法について

先行事例の知見や最新の知見などを踏まえ、事業の実施に伴う環境影響を可能な限り把握するよう努めること。具体的には、鳥類に係る環境影響評価における鳥類調査については、事業実施区域内における鳥類の分布状況や飛翔する経路が、鳥類の種や季節、時間帯、天候等により異なることに留意し、船舶トランセクト調査等、適切な手法を採用することを検討すること。

また、反響等を含む水中騒音による影響や、藻場に生息する動植物に対する影響についても精査すること。

3 集合設置による影響について

事業実施区域となる海域周辺への設備の集合設置による潮流等の変化を通じた動植物への影響の有無について、国内外の先行事例等を踏まえ検討すること。

4 引用文献について

鳥類調査結果などの既存文献の引用に際しては、既存文献の調査の前提となる諸要件を十分に精査し、前提となる諸要件が同一の結果を担保し得ない程度に異なる項目については、追加での調査を検討すること。